

山形県告示第198号

山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する。

なお、関係図書は、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに関係市役所及び関係町役場において縦覧に供する。

平成26年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 米沢市大荒沢水源地水資源保全地域
(2) 区 域 米沢市大字入田沢字大荒沢1627番2から1627番6まで、1627番10、1627番227の一部、1627番228の一部、1627番229の一部、1627番230から1627番237まで、1627番238の一部、1627番239の一部、1627番240、1627番241の一部、1627番244の一部及び1627番256から1627番259まで並びに同市513林班ろ小班、514林班、515林班及び519林班い小班
- 2 (1) 名 称 米沢市鬼面川貯水池水資源保全地域
(2) 区 域 米沢市412林班から426林班まで
- 3 (1) 名 称 南陽市小滝地区水資源保全地域
(2) 区 域 南陽市110林班は小班からほ小班まで、111林班から124林班まで及び155林班
- 4 (1) 名 称 庄内町立谷沢川地区水資源保全地域
(2) 区 域 東田川郡庄内町大字狩川字座頭塚1番地37、10番地1、10番地3から10番地5まで、10番地7、10番地8、10番地10から10番地26まで、10番地32から10番地34まで、10番地38、10番地40、10番地42、10番地44、10番地45及び17番地2並びに大字三ヶ沢字若狭森1番地98、1番地99、1番地101から1番地106まで、1番地280から1番地282まで、1番地284から1番地288まで、1番地290、1番地292から1番地298まで、1番地301、1番地303から1番地306まで、1番地344、1番地351、1番地353、1番地355、1番地365、1番地369、1番地392及び1番地393並びに同町1林班から38林班まで、46林班、49林班から51林班まで、61林班、63林班及び76林班から78林班まで
- 5 (1) 名 称 遊佐町八森・藤井地区水資源保全地域
(2) 区 域 飽海郡遊佐町67林班に小班からへ小班まで